

女性相談員から学ぶ DVの現状

—相談の現場から—

DV（ドメスティック・バイオレンス）は配偶者や恋人など親しい関係にある、または、あった人から振るわれる暴力のことで、被害者の多くは女性です。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う外出自粛や休業によって生活不安やストレスが増大したことで、世界規模で家庭内での暴力（DVなど）が増加・深刻化することが懸念されています。

本講座で、DVの背景にある社会的・構造的問題を学び、互いを尊重した対等な関係について考えてみませんか？



日時・申込み等

◎日時 **11月19日（金） 14時～15時30分**

◎場所 **京田辺市社会福祉センター 3階 第1研修室**
(京都府京田辺市興戸犬伏5の8)

◎対象者 京都府在住・在勤・在学の方

◎定員 60名 (要申込み・先着順)

◎講師 **楠神 小夜子 相談員**
(京都府男女共同参画センター)

◎手話通訳・要約筆記・保育 **無料** ※申込期限
11月1日(月)

【保育の対象年齢】生後6ヶ月～就学前まで

【保育の必要事項】①氏名 ②月齢 ③性別
④体質・アレルギーなど生活上の注意点

◎申込み・問い合わせ

京田辺市女性交流支援ルーム

TEL 0774-65-3709

(土日祝除く。10時-12時、13時-18時)



※個人情報は、お申し込みいただいた講座の運営のみに使用します。

【新型コロナウイルス感染症拡大防止対策】

①講座中はマスクを着用してください。②手指の消毒・部屋の換気を行います。③当日、体調がよくない場合は受講を控えてください。

令和3年度「女性に対する暴力をなくす運動」週間

11月12日～11月25日

主催 京田辺市、京都府田辺警察署

〈趣 旨〉

暴力は、その対象の性別や加害者・被害者の間柄を問わず、決して許されるものではないが、特に、配偶者等からの暴力、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメント等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

この運動を一つの機会ととらえ、京都府田辺警察署との共同主催で、男女共同参画関係団体その他の関係機関との連携、協力のもと、社会の意識啓発など、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化することを目的に実施します。

【啓発パネル展】★「夫婦・恋人間の暴力」について

週間期間中、京田辺市役所2階ロビーおよび女性交流支援ルームにて開催します。ぜひお立ち寄りください。

女性のための相談窓口（無料）


パープルリボンは、女性に対する暴力をなくすために「暴力はいや！」と伝えるシンボルマークです。



京都府男女共同参画センター らら京都

【相談・予約】 075-692-3437(相談室)

【予約・問い合わせ】 075-692-3433(事務室)

相談内容	対応	相談時間
女性相談	電話・面接 (面接は要予約)	月～土曜日10時～18時 火曜日のみ19時まで ※詳細はHPへ 
労働相談		
女性のためのカウンセリング	面接 (要予約)	毎週木曜日 18時～20時50分
法律相談	面接 (要予約)	第2・4木曜日 13時30分～16時30分

京田辺市女性交流支援ルーム 女性の相談室

【相談・予約】 0774-65-3727

相談内容	対応	相談時間
一般相談	電話・面接	月～金曜日(祝日を除く) 10時～正午、13時～17時
フェミニストカウンセラーによる 専門相談(カウンセリング)	面接 (要予約)	毎月第1・3木曜日(祝日を除く) 奇数月 第1水曜日(祝日を除く) 13時30分～16時30分
女性弁護士による 法律相談	面接 (要予約)	毎月第4水曜日(祝日の場合第3水曜日)13時30分～15時